2　第三号改正前特例法第十四条第一項及び第二項本文（第三号改正前特例法第十六条において準用する場合を含む。）の規定並びに前項の規定によりなおその効力を有するものとされるこれらの規定により予納をした場合については、第三号改正前特例法第十四条第三項及び第四項、第十五条並びに第十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第十四条から前条まで」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）附則第六条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第六条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十四条第三項及び第四項並びに第十五条」と、「予納、口座振替による納付又は指定立替納付者による納付」とあるのは「予納」と、「第十五条第一項」とあるのは「同条第一項」と、「、第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であって本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替える」とあるのは「読み替える」とする。

（弁理士法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第八条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の弁理士法（以下この条において「改正後弁理士法」という。）第八条第三号の規定（種苗法（平成十年法律第八十三号）及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）に係る部分に限る。）は、施行日以後にした行為により同号に規定する刑に処せられた者について適用する。

2　施行日前に第八条の規定による改正前の弁理士法（以下この条において「改正前弁理士法」という。）第五十二条第二項の規定により解散した特許業務法人は、施行日以後その清算が結了するまでの（解散した後三年以内に限る。）の間に、その社員が当該特許業務法人を継続する旨を日本弁理士会に届け出ることにより、当該特許業務法人を継続することができる。

3　改正前弁理士法の規定による特許業務法人であって改正後弁理士法の施行の際現に存するもの（以下この条において「旧特許業務法人」という。）は、施行日以後は、この項から第十三項までの定めるところにより、改正後弁理士法の規定による弁理士法人として存続するものとする。

4　この法律の施行前に生じた事実に基づく前項の規定により存続する弁理士法人に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

5　第三項の規定により存続する弁理士法人であって第十項に規定する名称の変更をしていないものは、改正後弁理士法第三十八条の規定にかかわらず、その名称中に特許業務法人という文字を用いなければならない。

6　前項の規定によりその名称中に特許業務法人という文字を用いる第三項の規定により存続する弁理士法人（以下この条において「特例特許業務法人」という。）は、その名称中に弁理士法人という文字を用いてはならない。

7　特例特許業務法人以外の者は、その名称又は商号中に、特例特許業務法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

8　次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第六項の規定に違反して、弁理士法人という文字をその名称中に用いた者

二　前項の規定に違反して、特例特許業務法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

9　改正前弁理士法の規定による旧特許業務法人の登記は、改正後弁理士法の相当規定による第三項の規定により存続する弁理士法人の登記とみなす。

10　特例特許業務法人は、第六項の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間、改正後弁理士法第四十二条及び第四十七条の定めるところにより、その名称中に弁理士法人という文字を用いる名称の変更をすることができる。

11　特例特許業務法人が施行日から起算して一年を経過する日までに前項の名称の変更をしないときは、当該特例特許業務法人は、その日が経過した時に解散したものとみなす。

12　前項の規定により解散した場合には、次に掲げる者が清算人となる。

一　社員（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

二　定款に定める者

三　社員の過半数によって選任された者

13　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七十二条の規定は、第十一項の規定による解散の登記について準用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特許法第百七条第一項、実用新案法第三十一条第一項、意匠法第四十二条第一項並びに第六十条の二十一第一項及び第二項、商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第七項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項及び第五項並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第二項の表一の項第三欄及び二の項第三欄の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（戸籍法等の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「特許業務法人」を「弁理士法人」に改める。

一　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条の二第三項及び第四項第六号

二　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十一条の二

三　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十三条

四　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条の三第三項

五　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第三条第五項

総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　菅　義偉

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月二十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第四十三号

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律

（海上運送法の一部改正）

第一条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級（第四十条・第四十一条）」を「第七章　特定船舶の導入の促進（第三十九条の十九―第三十九条の三十六）」に、「第八章　海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級（第四十条・第四十一条）」を「第八章　海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級（第四十条・第四十一条）」に改める。

第三十九条第一項中「第九章」を「第十章」に、「第五十五条」を「第五十六条」に改める。

第三十九条の十一第五項中「以下」の下に「この章において」を加える。

第四十六条中「一に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。